



※画像はイメージです。

介護保険で可能な住宅改修

2023年4月現在

| 項目名 | 対象になる方 | 金額目安 (1割負担の場合) |
|--|--------------|--|
| ① 手すりの取付 | 要支援 1以上の方 | [例] 手すり取付工事 3,000円～ ※取付数量、施工内容等により金額は異なります。 |
| ② 段差又は傾斜の解消 | | |
| ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等の為の床、通路面の材料の変更 | | |
| ④ 引き戸等への扉の取替 (扉の撤去、扉の新設[取替に比べ費用が低廉な場合]を含む) | | |
| ⑤ 和式便器等から洋式便器の取替 | | |
| ⑥ 上記①～⑤の工事に付帯して必要と認められる工事 (手すり取付の為の壁の下地補強、浴室・便所工事に伴う給排水設備の工事、スロープ設置に伴う転落、脱輪防止の為の柵等の設置、扉取替に伴う壁又は柱の改修等) | | |

- 住宅改修の支給限度基準額は同一住宅で20万円迄です。20万円を超えて住宅改修を行った場合、超えた分については全額自己負担になります。工事にかかる消費税を含めた金額が支給対象です。
- 住宅改修は市町村への事前申請が必要になります。申請許可が下りた場合に介護保険での住宅改修が可能です。
- 住宅改修費は受領委任払い制度を利用することにより、当初から負担割合証に記載の負担割合に応じた負担で住宅改修をすることができます。※横浜市・川崎市共に受領委任払い制度の利用が可能です。
- 金額目安はあくまでも目安です。また、自己負担額が1割でない方は異なります。弊社までお気軽にお問合せ下さい。

